

『申楽談儀』の翁故実

竹本幹夫

『申楽談儀』第十七条には勸進猿楽の舞台故実が続いて、(翁)の故実が述べられる。大和猿楽の(翁)の芸態に関する最古の資料であるが、意味不明部分が少なくない。以下その幾つかに私解を示したい。左に『世阿弥 禅竹』の段落に従い本条の大まかな構成を記す。

- ① 勸進の棧敷数
- ② 棧敷と舞台の構造大要
- ③ 翁の装束
- ④ 面箱役出仕の故実
- ⑤ 翁の礼
- ⑥ 露弘の舞故実
- ⑦ 翁の役者と大和猿楽の事例
- ⑧ 翁の謡と翁帰りの故実
- ⑨ 三番猿楽故実
- ⑩ 連座の輩の心得
- ⑪ 御前能の囃子方故実
- ⑫ 面箱の役故実

①②と③以下で主題が異なり、別条であったものの一ツ書を脱落させたかにも見えるが、『申楽談儀』奥書にいう「三十一ヶ条」が、本条

を二ヶ条と数えると三十二ヶ条になってしまいうので、本来同一条であったことは疑いが無い。⑦に後述するように世阿弥時代には神事猿楽以外では(翁)を舞うことがなかったらしく、勸進猿楽も例外ではなかった可能性がある。従って③以下の(翁)故実は、神事猿楽での上演を前提とした教えということになるが、記事内容には庭上で奏することが多い神事猿楽には当てはまらない記述もある。思うに今熊野猿楽以降の観阿弥時代観世方の、京での勸進猿楽における(翁)故実が基本になっているのではなからうか。

⑤に翁役の礼を「橋の詰め」すなわち橋懸の舞台との境目で行うと記すのは、舞台での(翁)所演が前提になっている。大和三大神事での(翁)は結崎座によって行われたが、薪猿楽(両金堂か春日社頭の翁、南大門前の門の能、若宮拝殿での御社上がりの能、庭上での別当坊の能)、大講堂での多武峰八講猿楽、御旅所での春日若宮おん祭後日能のいずれもが、橋懸のない場所(多くは地上)での奏演で

あった。貴頭の邸宅の中庭に棧敷を組んで演能する例もあるが、そうした場合には(翁)を上演しないのが普通だったらしいので、やはり⑤の記事は勸進猿楽の(翁)なのである。なお「翁の礼」は、江戸期おん祭の二十七日朝の薪之芝舞台での礼や夜の御旅所での立合の(翁)に先立って行われる礼と同様に、扇を笏のように持って立礼したのである。

⑪は厳密な翁故実ではないが、御前能において、あらかじめ鼓や太鼓を舞台上に出して置くこと(これが当時は普通だったらしい)の不可を言うもので、役者自身(役人)がさりげなく持つて出るべきだとする。(翁)に続く脇能では囃子方はそのまま残って舞台を勤めるのであるから、これも御前能の(翁)の場合の囃子方心得なのではあるまいか。太鼓の役はないが脇能には必ず太鼓が入るので、現代と同じように太鼓方も初めから出ていたのである。なお⑩の末に「大略ハ若衆ノスル也」という脈絡不明の一文がある。これは④に「翁面の箱持こと、……若に似相たる職也」という傍線部と類似の文言であり、⑩の「面箱の役、幼きには斟酌せさすべし」に掛かるべき注の混入とされる。面箱故実が④と⑩に分断されていること自体が異常であり、本来はバラバラの記事をつなぎ合わせたときに、錯雑してこのような配置になったものであろう。⑥で、「露弘は、其比、槌大夫舞し也。上手なれば、脇の為手の内にも舞ふとや

らん、うけたまはりし也。二番続けて舞こと有。浅しき田舎事也」とある最初の傍線部「其比」は、前文に時代指定がなく、次の傍線部「うけたまはりし」は誰が誰から承ったのかもはっきりしない。これも観阿弥時代の翁故実に関する断片的な記述を後からつなぎ合わせたための弥縫の失敗例である。世阿弥時代から「其比」といえば観阿弥時代に相違ないし、二番続けて舞う「田舎事」もいかにも古風である。「うけたまはりし」も観阿弥から少年時代の世阿弥が承ったと読むべきであろう。

第十七条が、京の勸進能での翁故実であるとすれば、⑦に今熊野猿楽の逸話や、それに続く「当世、京中、御前などにては、式三番、ことごとくは無し」の言葉、⑧に「『ひろ斗や』」の所をば、京にても下より言ふべきこと也」など、「京」での特例に言及することも理解出来る。さらに本条には、完形の〈翁〉にはある父尉・延命冠者に関する記事が一切ない。これは右の傍線部に式三番のすべてを演じることはないというのと呼応する。「当世」とはこの場合観阿弥時代当時を指すと考えられる。すなわちこれは観阿弥が京で〈翁〉を上演する場合の演出で、現代と同じ〈翁〉の上演形式の起源は観阿弥だったわけだ。

右に続く⑦の文章「今は、神事の外はことごとくなし」というのは、「世阿弥時代には神事能以外では〈翁〉が全く上演されない」と解釈せざるを得ないが、勸進猿楽の場での〈翁〉

故実を説く本条の趣旨と矛盾するかに見える。応永三十一年に金春大夫(後の禅竹)が勸進猿楽を催した時も「式三番」を上演していた。ただしこれは大夫が円満井座の長をも兼任する金春の特例だった可能性がある。世阿弥の率いる座では、神事猿楽以外は、〈翁〉を全く上演しなかつたのであろう。本条の〈翁〉故実全体にあやふやさを残す記事が少なくないことも、「今は、神事の外はことごとくなし」という現実の反映だったと考えたい。

⑧の中に次のような文がある。

「ひろ斗や」の所をば、京にても下より言ふべきこと也。……翁の入にも、面箱の役の連れて入べき歟。(重ねて問ふべし。箱をば、式三番過て入べし。翁は、舞果てて、

面脱ぎ、棹尺取、正面へ礼して入也。猶々能々尋ねべし。こらは、大かた見しまゝを記す。

右の文中、傍線部は疑問形の文章に「」で括った傍注が付いており、次の「箱をば」以下は、「入べき歟」という疑問に対する答えのような形になっている。この傍線部は前後の文章からは浮いた形で、実はこの傍線部のみが聞書筆録者元能の言で、他はすべて、割り注も含め世阿弥の言葉なのではなからうか。

⑩の本文の末に次の文言がある。

「出仕」役人等ノコトハ、ナヲノヨクノ尋ネテ記シ置カルベシ。コレハタダ見及ビ「シ」バカリ也。

右の中、「」で囲んだのは吉田東伍自身の書

入れた堀本の本文である。種彦本は「出仕役人」が「出役人」、「見及ビシ」が「見及ビ」とあるが、吉田博士書入れが正しい。問題は「記シ置カルベシ」で、これは世阿弥の元能に対する言葉であり、「花伝第六花修」で被相伝者四郎に世阿弥が敬語を用いているのと同じ例である。要するに世阿弥自身も説明しきれず、元能に自分で調べて記述の曖昧な部分を補うようにと勧める文言なのである。

先の⑧の割り注を見ると、これも世阿弥が見知っている通りのことを述べた迄なので、さらに自分で調査せよと言っていると解しうる。要するに世阿弥にとっても、〈翁〉を演じてはいたが、専門外であったのだろう。「却来華」には〈翁〉の舞について「其は別に口伝有」とするが、実技の記事ではあるまい。

⑩の「連座の輩」を「世阿弥 禅竹」は「地謡として坐り連なる面々」とする。この「連座の輩」と、⑧で「『ひろ斗や』」の所をば、京にても下より言ふべきこと也」とある「下(勸進猿楽舞台の下座)より言ふ」役とは、同じと見てよいだろう。これはツレなど「下(下居)にて謡」う役とは異なる。元々〈翁〉では「連座の輩」が同音部を合唱する形で演じていたようである。能楽研究所観世新九郎家文庫蔵「享禄三年奥書伝書」には、「ヒロバカリヤトンドヤ」の役名表記に「座」とある。座衆全員の担当ということで、これが古形なのであろう。

(早稲田大学名誉教授)